

# 平成27～29年度の 基準年額60,000円(月額5,000円)

## 65歳以上の方の介護保険料

平成27年度から平成29年度の保険料について、第1号被保険者の保険料の段階設定を9段階に細分化しました。

保険料は、6月に決定される住民税の課税状況や所得などによって決定されます。

### 低所得高齢者への保険料の軽減が図られます

低所得高齢者の保険料を軽減します。

平成27年度・28年度は、第1段階に該当します方の負担割合を基準額の50%(2,500円)から45%(2,250円)に軽減します。

平成29年度は、第1段階に該当します方の負担割合を基準額の45%から30%(1,500円)、第2段階に該当します方の負担割合を基準額の75%(3,750円)から50%(2,500円)、第3段階に該当します方の負担割合を75%(3,750円)から70%(3,500)に軽減することを予定しています。

第1号被保険者(高齢者)の所得段階別保険料

第6期事業計画期間 (平成27年度～平成29年度)					第5期事業計画期間 (平成24年度～平成26年度)			
所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料		所得段階	基準額に対する割合	保険料
				平成27・28年度	平成29年度			
第1段階	世帯：町民税 非課税 本人：町民税 非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額+課税 年金収入額が80万円以下の者	×0.50	(実質負担 ×0.45) 年額27,000円 月額2,250円	(実質負担 ×0.30) 年額18,000円 月額1,500円	第1段階	×0.50	年額22,800円 月額1,900円
第2段階		合計所得金額+課税 年金収入が80万円を超え 120万円以下の者		×0.75	年額45,000円 月額3,750円	(実質負担 ×0.50) 年額30,000円 月額2,500円		
第3段階		合計所得金額+課税 年金収入が120万円を超える者		×0.75	年額45,000円 月額3,750円	(実質負担 ×0.70) 年額42,000円 月額3,500円	第3段階	×0.75
第4段階	世帯：町民税 課税	合計所得金額+課税 年金収入が80万円以下の者	×0.90	年額54,000円 月額4,500円		特例 第4段階	×0.90	年額41,040円 月額3,420円
第5段階	本人：町民税 非課税	合計所得金額+課税 年金収入が80万円を超える者	×1.00 (基準額)	年額60,000円 月額5,000円		第4段階	×1.00 (基準額)	年額45,600円 月額3,800円
第6段階	本人：町民税 課税	合計所得金額120万円未満の者	×1.20	年額72,000円 月額6,000円		第5段階	×1.25	年額57,000円 月額4,750円
第7段階		合計所得金額120万円以上 190万円未満の者	×1.30	年額78,000円 月額6,500円				
第8段階		合計所得金額190万円以上 290万円未満の者	×1.50	年額90,000円 月額7,500円		第6段階	×1.50	年額68,400円 月額5,700円
第9段階	合計所得金額290万円以上の者	×1.70	年額102,000円 月額8,500円					

※平成29年度の保険料については、消費税10%への引き上げ(平成29年4月)が完全実施された場合となります。

### 介護保険事業計画・老人福祉計画(やおつ高齢者いきいきプランvi)について

「介護保険事業計画・老人福祉計画」の詳細については、八百津町のホームページに掲載しましたのでご覧ください。

計画の要点をまとめた「ダイジェスト版(概要版)」は、4月上旬に各戸配布しておりますのでご覧ください。